

川島町緊急サポートセンター

会員登録・ご利用の手引き

お問い合わせ先

緊急サポートセンター埼玉

川口市東川口4-2-20

プロミネンスⅡ102

電話 048-297-2903

FAX 050-3488-0147

e-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

HP <http://byoujihoiku.blog.shinobi.jp/>

川島町子育て支援課

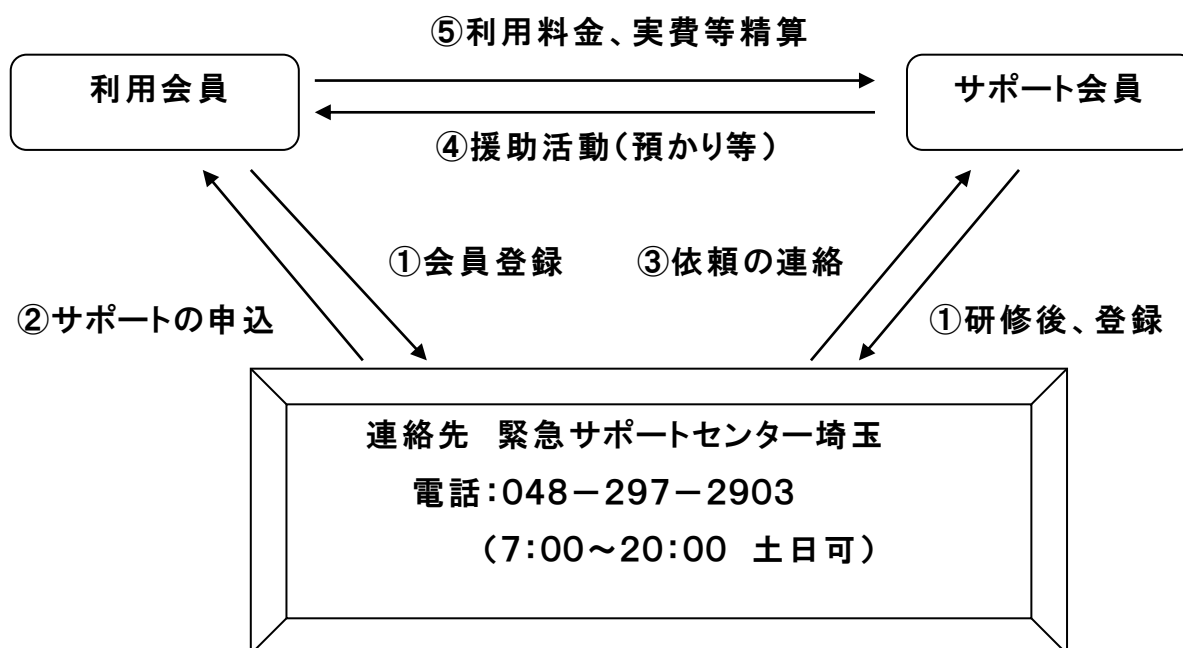
電話 299-1765

FAX 297-6087

緊急サポートセンターは、子育ての援助をしてほしい方（利用会員）と子育ての援助ができる方（サポート会員）が会員となって、主に急を要する預かりや病児、病後児の預かりを行う会員組織の有償ボランティアの活動です。

川島町ではこの事業を NPO 法人緊急サポートセンター埼玉へ委託して実施します。センターでは利用会員の援助内容や要望に応えられるサポート会員を紹介し、安心して援助活動ができるようコーディネートしていきます。

センターのしくみ



※急を要する時、病気、病後のお子さんの預かりの場合は

緊急サポートセンターへお申込ください。

- ・病児、病後児の預かり、受診
- ・保育園等からの急な呼び出し時のお迎え、預かり、受診
- ・保護者が体調不良で保育が困難な時の預かり
- ・その他急を要する子育てに関する困ったとき

予定がきまっている、元気なお子さんの預かりは

ファミリーサポートセンターへお申込ください。ファミリーサポートは

川島町社会福祉協議会へ委託しています。

1. 緊急サポートの活動

サポート内容

主に急を要するお預かりを行います。当日の依頼が可能です。センターへご連絡ください。基本的に、サポート会員はその時々で対応できる方で援助を行います。予定が決まっていて、元気なお子さんでも利用日の3日前からは緊急サポートの利用となります

- ・病児、病後児の預かり、受診
- ・保育園等からの急な呼び出し時のお迎え、預かり、受診
- ・保護者が体調不良で保育が困難な時の預かり
- ・冠婚葬祭など急を要する外出時の預かり
- ・その他急を要する子育てに関する困ったとき

預かりの対象

原則、満2か月以上、小学校6年生までのお子さんが対象です。

預かり人数

複数のお子さんの預かりは可。サポート会員と相談の上、決定します。

ただし、病児、病後児の預かりは1人までとします。

援助活動の場所

原則はサポート会員宅で、相互の合意の上利用会員宅でも可能です。

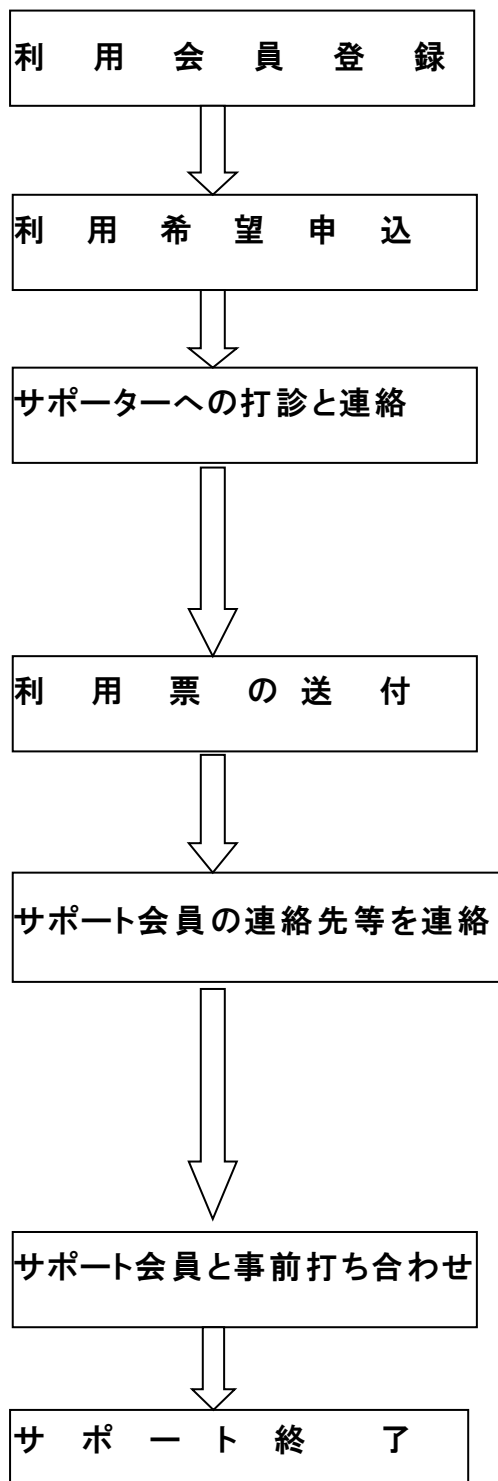
利用料金（お子さん1人／1時間当たり）

料金は援助活動終了後、利用会員支払額をサポート会員へ直接お支払ください。

町補助金はサポート会員が町へ申請してください。

援助活動の時間	単価	町補助金額	利用会員支払額
7時～19時	1000 円	200 円	800 円
19時～21時	1100 円	200 円	900 円

2. 登録から利用までの流れ



○入会申込書を提出し、会員登録します。

○センターに電話で利用希望申込みの連絡を入れます。

○センターで希望を伺い、利用希望に対応できるサポート会員をさがします。サポート会員が見つかり次第、利用会員に連絡します。

○利用票をセンターに送付。

○利用票を送っていただき次第、サポート会員の連絡先をお伝えします。また、サポート会員には、利用会員の連絡先等、必要な情報をお伝えします。

○サポート会員に電話し、保育に必要な事項の確認を行います。

○援助活動報告書の内容を確認、署名、捺印します。料金と実費をサポート会員に直接支払います。

3. 料金の算出方法について

I 援助活動時間

①サポート会員宅で援助を行う場合

保護者がサポート会員宅へ児童を連れてきた時間から、お迎えが来て児童を引き渡すまでの時間。

②サポート会員宅以外で援助活動を行う場合（又は送迎を兼ねた活動の場合）

サポート会員が援助活動を行うために自宅を出る時間から、援助活動を終えて自宅に戻るまでの時間

③援助活動が1時間に満たない場合でも、料金は1時間分より発生します。

④最初の1時間以降は30分単位で計算します。（1時間の半額）

30分は、補助金も半額になります。

⑤きょうだいを複数預かる場合、2人目以降は半額になります。

II 移動交通費やその他実費

① 公共交通機関やタクシーを利用した場合は、実費をサポート会員に支払います。

②自家用車を使用した場合のガソリン代、飲食物等の実費は、事前に会員同士の間の取り決めを行います。

ガソリン代は目的地までの走行距離で計算してください。

0～5km:100円、5～10km:200円、10～15km:300円

5km単位で100円増し

③その他、援助活動中にかかった実費の請求は、会員同士の了承があった中で行います。

III 支払方法

保育料及びその他かかった実費は、援助活動終了後に利用会員が直接サポート会員へお支払します。

保育料については、町から補助金が出ますので、正規の単価からそれぞれの補助金を引いた額をお支払いください。

IV キャンセル料について

① 活動予定日の前日又は当日のキャンセルの場合には、キャンセル料が発生します。

1時間分の料金(1000 円)

② 無断キャンセルは予約時間分の料金(予約時間数×1000 円)をいただきます。

※キャンセル料には町補助金はありませんので、ご注意ください。

4. 保険について

万が一に備え、賠償責任保険と傷害保険に加入します。(センター)

○賠償責任保険

サポート会員が利用者の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った場合

補償項目			保険金額
賠償責任	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
	受託物・借用物	1事故・保険期間中	50万円(現金は10万円)
人格侵害	1名		50万円
	1事故・保険期間中		100万円
事故対応費用	1事故・保険期間中		500万円
見舞費用	死亡		50万円
	後遺障害		1.5～50万円
	入院	入院日数に応じて	2～10万円
	通院	通院日数に応じて	1～5万円

○傷害保険

お子さんがケガなどをされた場合

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	300万円
入院保険日額	3000円
手術保険金額	手術の種類に応じて入院保険金日額の10・20・40倍
通院保険金額	2000円

○傷害保険

サポーターがケガなどをされた場合

補償項目	保険金額
死亡	1000万円
後遺障害保険金	3～1000万円
入院保険日額	5000円
手術保険金額	手術の種類に応じて入院保険金日額の10・20・40倍
通院保険金額	3000円

5. お預かりに際して準備していただくもの

- ・昼食、おやつ(必要時のみ)
- ・ミルク、哺乳瓶(必要児童のみ)
- ・食事用エプロン(必要児童のみ)
- ・紙おむつ、おしりふき(必要児童のみ)
- ・お気に入りの絵本やおもちゃなど(必要児童のみ)
- ・着替え
- ・汚れ物を入れる袋(スーパーのレジ袋等)
- ・おくるみなど羽織るもの(必要児童のみ)
- ・バスタオル
- ・おしぼりタオル
- ・ティッシュ
- ・チャイルドシート(必要児童のみ)